

(令和4年12月22日作成)

(令和5年1月18日更新)

(令和5年2月8日更新)

(令和5年4月25日更新)

令和4年度補正予算  
国内肥料資源利用拡大対策事業のうち  
国内肥料資源活用施設総合整備支援及び国内肥料資源活用総合推進支援  
に係るQ & A

---

(注) 本Q & Aは、交付等要綱及び実施要領等の各種規定を補足的に説明するものです。

今後、事業の執行を進めていく中で、適宜、内容を追加・修正する場合がありますので、最新版を御確認ください。

## 目 次

<b>I 事業要件・成果目標等について</b> .....	9
【I-A. 連携計画】 .....	9
<u>I-A-1 肥料原料供給者、肥料製造事業者及び肥料利用者の連携を位置付けた計画（連携計画）とは、どの程度具体的な計画を求められるのか。また、連携先について、特定の事業者名まで明記する必要があるか。</u>	
<u>I-A-2 連携計画は、誰が作成するものなのか。</u>	
<u>I-A-3 事業着手後に連携先の変更等により、連携計画を履行できなくなった場合には、どのような手続が必要か。</u>	
<u>I-A-4 連携計画に位置付けられた者は、必ず本事業を活用する必要があるか。</u>	
<u>I-A-5 連携計画には必ず肥料原料供給者、肥料製造事業者及び肥料利用者の三者を位置付ける必要があるのか。</u>	
<u>I-A-6 連携計画に位置付けられた原料供給事業者と肥料製造事業者がそれぞれ本事業を活用する場合、事業実施計画書は同一のものになるのか。</u>	
<u>I-A-7 肥料原料供給者や肥料製造事業者が事業実施主体となる場合、連携計画に位置付ける肥料利用者には、農業従事者5名以上等の要件はあるか。</u>	
【I-B. 事業実施主体】 .....	12
<u>I-B-1 事業実施主体の区分（農業者の組織する団体等、肥料製造事業者、肥料原料供給者）によって支援対象となる取組が異なるのか。</u>	
<u>I-B-2 肥料利用者は、国内資源由来肥料の効果の検証に取り組む農業従事者が5人以上参加すれば、農業者の組織する団体等として事業実施主体となれるとあるが、どのように示せばよいか。</u>	
<u>I-B-3 農業者の組織する団体等が事業実施主体になるとあるが、農業法人が1社で事業実施主体になることはできるか。</u>	
<u>I-B-4 農業者の組織する団体等が事業実施主体となって、肥料製造のための取組と肥料利用のための取組の両方に取り組むことは可能か。</u>	
<u>I-B-5 肥料製造を委託（外注）している者が肥料製造事業者として事業実施主体となることはできるか。</u>	

I-B-6 農業協同組合連合会は事業実施主体となれるか。

I-B-7 大学や研究機関、普及組織等、事業実施主体の区分以外の者とコンソーシアムを組むことは可能か。

【I-C. 成果目標】 ..... 15

I-C-1 成果目標は変更可能か。【補足追加】

I-C-2 成果目標の設定に当たり、基準値（現状値）はどのように設定すべきか。

I-C-3 成果目標に下限値はあるか。

I-C-4 事業実施計画書の添付資料として、「成果目標の設定の根拠となる資料」を添付することとなっているが、具体的にどのような情報が必要か。

I-C-5 国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）の成果目標である国内資源由来肥料の販売又は提供数量や取扱数量は重量ベースで設定するが、取組を通じて含水率が低下することで、製品重量が減少してしまう場合、どのように成果目標を設定すればよいか。

I-C-6 国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）の成果目標である「国内資源由来肥料原料又は肥料を生産又は製造し、肥料製造事業者又は肥料利用者に対する販売又は提供数量の増加」について、生産量は増加したものの販売又は提供先が見つからず、在庫の増加となった場合は、目標未達成となるか。

I-C-7 国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）の成果目標である「国内資源由来肥料の施用面積を増加」について、本事業に取り組んだ結果、栽培しようとする作物の生育に合わず、施用面積を増加できなかった場合は、目標未達成となるか。

I-C-8 国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）の成果目標である「国内資源由来肥料の施用面積を増加」について、複数の肥料を対象に取り組もうとする場合であって、肥料の種類によって目標となる施用面積が異なる場合、どのように成果目標を設定すればよいか。

【I-D. 施肥マニュアル】 ..... 20

I-D-1 留意点として、「国内資源由来肥料の標準的な施用量等を記載した施肥マニュアルを作成し、当該肥料の利用拡大に向けて取り組むこととする。」とあるが、これは必須事項か。

I-D-2 「国内資源由来肥料の標準的な施用量等を記載した施肥マニュアル」とは、具体的にどのようなものか。

**II 事業内容について** ..... 21

**【II-A. 共通事項】** ..... 21

II-A-1 本事業で支援対象となる「国内資源由来肥料」とは具体的に何を指すのか。また、既存の製品ではなく、新しく作られた製品でなければならないか。

II-A-2 国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）と国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）とは、必ずセットで事業実施計画書に位置付ける必要があるか。

II-A-3 家畜糞尿を利用した肥料利用の取組については、畜産環境対策総合支援事業と国内肥料資源活用施設総合整備支援等とで、どちらでも支援可能か。

II-A-4 補助金の上限額はあるのか。

II-A-5 家庭菜園用や輸出用に、国内肥料資源を利用した肥料を製造する場合は支援対象となるのか。

II-A-6 肥料中に含まれる国内資源の割合に下限値はあるか。

II-A-7 補助対象となる肥料成分や肥料形状に制限はあるか。

II-A-8 肥料原料供給事業者が本事業に取り組む場合、原料の全てが肥料化されるのではなく、一部は飼料等のその他の用途に仕向けられるような場合は補助対象となるか。

II-A-9 肥料原料の運搬に必要な運搬車は補助対象となるか。

**【II-B. 国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）】** ..... 24

II-B-1 老朽化した施設や設備を単に更新する場合も補助対象となるか。

II-B-2 ビニールハウスのような堆肥発酵施設において、ビニールの張替えのような補修は補助対象となるか。

II-B-3 堆肥の自動袋詰め機やパレタイザーは、補助対象となるか。

Ⅱ-B-4 耕種農家が堆肥発酵施設を整備することは可能か。

Ⅱ-B-5 計画書に添付する収支計画は何年分提出する必要があるか。

Ⅱ-B-6 臭気・衛生対策のため、脱臭装置のみの整備は、補助対象となるか。

Ⅱ-B-7 バイオマス発電施設で生じる消化液を液肥として利用するために濃縮する設備は、補助対象となるか。

【Ⅱ-C. 国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）】 ..... 26

Ⅱ-C-1 肥料の試作に取り組む場合、開発後の登録又は届出に時間を要して、事業実施年度内に販売開始できなくてもよいか。

Ⅱ-C-2 賃金等において、肥料製造にかかる人件費を支援対象とできるか。

Ⅱ-C-3 個人の農業者が本事業により、国内肥料資源を利用した肥料の散布機を導入することは可能か。

Ⅱ-C-4 肥料の散布機等を導入する場合、1事業実施主体当たりで複数の農業者が機械を導入することは可能か。

Ⅱ-C-5 機械器具費において、本事業を実施するために直接必要な農業用機械等の導入が対象とあるが、ブロードキャスト等の肥料散布機械をけん引するトラクタも補助対象となるか。

Ⅱ-C-6 機械器具費は、事業実施計画に位置付けられた中心的な取組主体が行う場合も補助対象となるとあるが、肥料散布機械が50万円未満の場合、中心的な取組主体が導入する肥料散布機械は補助対象となるか。

Ⅱ-C-7 機械器具費において、トラックの荷台に肥料散布装置が架装された専用の運搬・散布車は導入可能か。

Ⅱ-C-8 機械器具費において、中古品を購入することは可能か。

Ⅱ-C-9 分析業務等、事業内容の一部を外部に委託する場合、制限はあるか。

Ⅱ-C-10 栽培実証の取組とは具体的にどのようなものを想定しているのか。

Ⅱ-C-11 資材購入費等の栽培実証にかかる経費において、以前から使用している国内資源由来肥料にかかる経費も補助対象となるか。

Ⅱ-C-12 新たに導入する国内資源由来肥料の栽培実証を行うため、実証ほ場で利用する化学肥料の購入費は補助対象となるか。

Ⅱ-C-13 機械器具費や借上費として、農業機械等をリース導入する場合は、どのように補助金額を算定すればよいか。

Ⅱ-C-14 栽培実証に取り組みたいが、交付決定日以前から資材の調達をしなければ取組に間に合わない場合、補助対象となるか。

Ⅱ-C-15 農協が事業実施主体となり、組合員である農業者を中心的な取組主体に位置づけた場合、農業者が当該農協から農業機械や肥料を購入する経費は補助対象となるか。

Ⅱ-C-16 取組拡大のための情報発信の取組とは具体的にどのようなものを想定しているのか。

**Ⅲ 申請手続について** ..... 34

**【Ⅲ-A. 事業実施者の申請手続き】** ..... 34

Ⅲ-A-1 事業の申請先はどこか。

Ⅲ-A-2 事業実施主体の本拠地と本事業の実施場所が異なる都道府県にある場合は、どちらの都道府県協議会に申請すればよいか。

Ⅲ-A-3 事業実施計画書の提出期限までに都道府県協議会の承認手続が終了していない場合は、申請できないか。

Ⅲ-A-4 公募手続に従い農政局等へ提出する場合と、都道府県協議会に提出する場合とで採択基準は異なるのか。

Ⅲ-A-5 第1次募集においては、令和5年3月31日が事業の完了期限とされているが、令和5年度に実施しようとする取組は申請できないのか

Ⅲ-A-6 国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）と国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）を同時に申請することは可能か。

Ⅲ-A-7 機械を導入しようとする場合、事業実施計画書における事業実施経費を積算する際に、相見積もりしなければならないか。

**【Ⅲ-B. 都道府県協議会】** ..... 37

Ⅲ-B-1 都道府県協議会に求められる役割は何か。

Ⅲ-B-2 既存の協議会を本事業でも活用し、規約等の変更も必要がない場合、承認手続は必要か。

IV-1 国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）と国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）とでセットで事業実施計画書に位置付けた方が採択されやすくなるか。

IV-2 複数の目標を設定した方が、採択されやすくなるか。

IV-3 審査基準における加算項目として、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画による加算を受けるには、本事業に取り組む全ての農業従事者が同計画の認定を受けていなければならないか。

IV-4 審査基準における加算項目として、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に規定する基本計画で定められた特定地域による加算を受けるには、栽培実証等に取り組む農地が全て同特定地域に含まれてなければならないか。

IV-5 既に事業実施計画が採択されている事業実施主体が、従前の計画とは異なる新たな事業実施計画を申請することは可能か。【追加】

IV-6 既に採択されている事業実施主体が、事業実施計画を増額変更することは可能か。【追加】

V-1 第2次以降の募集スケジュールについて教えてほしい。

V-2 「肥料価格高騰対策」との違いは何か。また、併用は可能か。

V-3 「グリーンな栽培体系への転換サポート（みどりの食料システム戦略推進総合対策）」との違いは何か。また、併用は可能か。

V-4 「全国的な土づくりの展開（産地生産基盤パワーアップ事業）」との違いは何か。また、併用は可能か。

V-5 「環境保全型農業直接支払交付金」との違いは何か。また、併用は可能か。

番号	問	答	4/25 更新状況
<b>I 事業要件・成果目標等について</b>			
<b>【 I-A. 連携計画】</b>			
I-A-1	肥料原料供給者、肥料製造事業者及び肥料利用者の連携を位置付けた計画（連携計画）とは、どの程度具体的な計画を求められるのか。また、連携先について、特定の事業者名まで明記する必要があるか。	<p>国内原料由来肥料を継続的に利用できる環境にしていくためには、関係事業者間で目指すべき姿を共有し、連携体制を構築していくことが不可欠です。このため、本事業の活用にあたっては、連携計画を作成することとしております。</p> <p>実施要領別記参考様式に記載例を付けておりますので、連携計画作成に当たり参考にしてください。</p> <p>連携先については、必ずしも特定の事業者名まで明記する必要はありませんが、例えば、〇〇地域の耕種農家等、少なくとも想定している対象地域等は記載してください。</p>	
I-A-2	連携計画は、誰が作成するものなのか。	<p>連携計画は、本事業の事業実施主体となる者が作成するものです。</p> <p>なお、肥料原料供給者、肥料製造事業者及び肥料利用者のいずれか2者以上がコンソーシアムを組まず別々に本事業に取り組む場合は、取組を行う者が共同で連携計画を作成し、それぞれの事業実施計画書に添付してください。</p>	
I-A-3	事業着手後に連携先の変更等により、連携計画を履行できなくなった場合には、どのような手続が必要か。	<p>連携計画については、計画申請の段階で関係機関と調整の上、履行可能な計画を作成することとしてください。</p> <p>万が一、事業実施主体の責に帰さない事由により、事業着手後に計画通り履行できなくなった場合は、事業実施計画の成果目標として設定した肥料の販売数量や施用面積等の増加の達成に支障をきたさないよう、連携先となる新たな事業者の確保等に努めるとともに、連携計画の変更があった場合には実績報告時に変更後の計画を添付してください。</p>	

番号	問	答	4/25 更新状況
I-A-4	連携計画に位置付けられた者は、必ず本事業を活用する必要があるか。	連携計画の作成は、本事業の活用にあたっての要件としていますが、連携計画に位置付けられた全ての者が、本事業を活用する必要はありません。	
I-A-5	連携計画には必ず肥料原料供給者、肥料製造事業者及び肥料利用者の三者を位置付ける必要があるのか。	<p>肥料原料供給者、肥料製造事業者及び肥料利用者のそれぞれを位置づける必要はありますが、三者が互いに別々の者である必要はありません。</p> <p>例えば、肥料原料供給者と肥料製造事業者を同一事業者が兼ねるケースや、肥料製造事業者と肥料利用者を同一事業者が兼ねるケースも考えられます。こうした場合は、2者がそれぞれ肥料原料供給者、肥料製造事業者及び肥料利用者のいずれに該当するかを整理したうえで、連携計画を作成いただくことになります。</p>	
I-A-6	連携計画に位置付けられた原料供給事業者と肥料製造事業者がそれぞれ本事業を活用する場合、事業実施計画書は同一のものになるのか。	<p>事業実施計画書は、事業実施主体ごとに作成していただく必要がありますので、肥料原料供給者と肥料製造事業者がそれぞれ本事業を活用される場合は、それぞれで事業実施計画書を作成してください。</p> <p>なお、この場合、連携計画については、同一のもので結構です。</p>	

番号	問	答	4/25 更新状況
I-A-7	<p>肥料原料供給者や肥料製造事業者が事業実施主体となる場合、連携計画に位置付ける肥料利用者には、農業従事者5名以上等の要件はあるか。</p>	<p>農業従事者が5名以上参加することは、あくまで本事業の事業実施主体となる場合の要件であり、連携先である肥料利用者が本事業の事業実施主体とならないのであれば、特段の要件はありません。</p> <p>このため、国内資源由来肥料の利用拡大に資することが説明できる連携先であれば、肥料を販売する農業協同組合や小売業者等であっても、連携計画の肥料利用者として位置付けることは可能です。</p> <p>ただし、本事業の成果目標である肥料の販売数量や施用面積等の増加の達成に資する連携先でなければなりませんので、連携計画上の肥料利用者と事業実施計画の成果目標との整合性を説明できるよう、事業実施計画書の添付資料である「成果目標の設定の根拠となる資料」において、具体的な根拠を示してください。</p>	

番号	問	答	4/25 更新状況								
<b>【 I-B. 事業実施主体】</b>											
I-B-1	事業実施主体の区分（農業者の組織する団体等、肥料製造事業者、肥料原料供給者）によって支援対象となる取組が異なるのか。	<p>実施要領別紙1の別表1の要件を満たす区分に応じて、それぞれの役割に応じた取組内容を支援対象といたします。（例えば、農業者の組織する団体等の要件を満たす場合は栽培実証や土壌分析、肥料製造事業者の要件を満たす場合は肥料製造施設の整備や肥料の試作など。）</p> <p>また、これに伴い、連携計画上で複数の役割を担う事業者にあつては、事業実施主体としての役割に係る主たる取組内容を必須としたうえで、他の役割に係る取組も支援対象とします。</p> <table border="1" data-bbox="786 699 1906 1294"> <thead> <tr> <th data-bbox="786 699 1072 754">事業実施主体</th> <th data-bbox="1072 699 1906 754">主たる取組内容（例）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="786 754 1072 919">農業者の組織する団体等</td> <td data-bbox="1072 754 1906 919">(ソフト)栽培実証、土壌分析、散布等に必要な機械や土壌分析に必要な分析機器の導入等 (ハード)流通保管施設の整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="786 919 1072 1134">肥料製造事業者</td> <td data-bbox="1072 919 1906 1134">(ソフト)肥料の試作、原料・肥料の成分分析、原料収集実証、収集・運搬・加工に必要な機械や成分分析に必要な分析機器の導入等 (ハード)肥料製造施設、流通保管施設の整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="786 1134 1072 1294">肥料原料供給事業者</td> <td data-bbox="1072 1134 1906 1294">(ソフト)原料の成分分析、原料収集実証、収集・運搬・加工に必要な機械や成分分析に必要な分析機器の導入等 (ハード)国内資源供給施設、流通保管施設の整備</td> </tr> </tbody> </table>	事業実施主体	主たる取組内容（例）	農業者の組織する団体等	(ソフト)栽培実証、土壌分析、散布等に必要な機械や土壌分析に必要な分析機器の導入等 (ハード)流通保管施設の整備	肥料製造事業者	(ソフト)肥料の試作、原料・肥料の成分分析、原料収集実証、収集・運搬・加工に必要な機械や成分分析に必要な分析機器の導入等 (ハード)肥料製造施設、流通保管施設の整備	肥料原料供給事業者	(ソフト)原料の成分分析、原料収集実証、収集・運搬・加工に必要な機械や成分分析に必要な分析機器の導入等 (ハード)国内資源供給施設、流通保管施設の整備	
事業実施主体	主たる取組内容（例）										
農業者の組織する団体等	(ソフト)栽培実証、土壌分析、散布等に必要な機械や土壌分析に必要な分析機器の導入等 (ハード)流通保管施設の整備										
肥料製造事業者	(ソフト)肥料の試作、原料・肥料の成分分析、原料収集実証、収集・運搬・加工に必要な機械や成分分析に必要な分析機器の導入等 (ハード)肥料製造施設、流通保管施設の整備										
肥料原料供給事業者	(ソフト)原料の成分分析、原料収集実証、収集・運搬・加工に必要な機械や成分分析に必要な分析機器の導入等 (ハード)国内資源供給施設、流通保管施設の整備										

番号	問	答	4/25 更新状況
I-B-2	<p>肥料利用者は、国内資源由来肥料の効果の検証に取り組む農業従事者が5人以上参加すれば、農業者の組織する団体等として事業実施主体となれるとあるが、どのように示せばよいか。</p>	<p>事業実施計画書の添付資料として、本事業により栽培実証や機械導入等を行う農業の常時従事者の氏名、年間農業従事日数を記載した名簿一覧を添え、5名以上参加することを示してください。</p>	
I-B-3	<p>農業者の組織する団体が事業実施主体になるとあるが、1法人で事業実施主体になることはできるか。</p>	<p>肥料利用者として事業実施主体となる場合は、実施要領別紙1別表1の区分の欄に掲げる「1 農業者の組織する団体等」の要件を満たせば、1法人であっても事業実施主体になることはできます。</p> <p>具体的には、</p> <p>① 定款、組織規程、経理規定等の組織運営に関する規定が定められていること</p> <p>② 国内資源由来肥料の効果の検証に取り組む農業従事者（農業の常時従事者（原則年間150日以上）を言う。）が5人以上参加すること。</p>	
I-B-4	<p>農業者の組織する団体が事業実施主体となって、肥料製造のための取組と肥料利用のための取組の両方に取り組むことは可能か。</p>	<p>農業者の組織する団体が事業実施主体となり、肥料製造のための取組と肥料利用のための取組の両方に取り組むことは、可能です（例えば、国内資源由来肥料の製造施設と流通保管施設の両方を整備するケース等）。</p> <p>この場合は、連携計画において、肥料製造事業者と肥料利用者が当該農業者の組織する団体であることを明記してください。</p>	

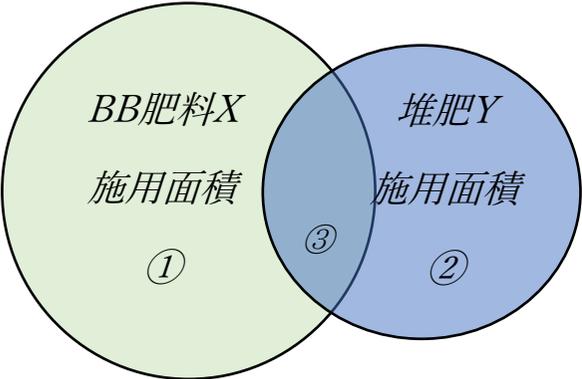
番号	問	答	4/25 更新状況
I-B-5	肥料製造を委託（外注）している者が肥料製造事業者として事業実施主体となることはできるか。	<p>肥料製造事業者として事業実施主体になるには、当該事業者自身が肥料法に基づき登録を受けている者又は届出を行っている者である必要があります。</p> <p>このため、肥料製造を委託（外注）することにより、事業実施主体になろうとする者自身が肥料法に基づき登録を受けている者又は届出を行っている者に該当しない場合は、事業実施主体になることはできません。</p>	
I-B-6	農業協同組合連合会は事業実施主体となれるか。	事業実施主体の区分（農業者の組織する団体等、肥料製造事業者、肥料原料供給者）に応じた要件を満たしていれば、農業協同組合連合会であっても事業実施主体となることは可能です。	
I-B-7	大学や研究機関、普及組織等、事業実施主体の区分以外の者とコンソーシアムを組むことは可能か。	<p>農業者の組織する団体等・肥料製造事業者・肥料原料供給者のいずれかの要件を満たす者を含む構成員からなり、次に掲げる要件を全て満たすコンソーシアムであれば、大学や研究機関、普及組織等を含んでいても、事業実施主体となります。</p> <p>① 代表者が定められていること。</p> <p>② 組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法並びにその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした規約が定められていること。</p> <p>③ 事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。</p>	

番号	問	答	4/25 更新状況
<b>【 I-C. 成果目標 】</b>			
I-C-1	成果目標は変更可能か。	<p>本事業は、審査基準に従い成果目標の増加量を他の申請者と比較し、相対的に評価することで補助金交付者を採択しています。</p> <p>したがって、採択後に成果目標を<u>減少するための変更</u>を行うことはできません。</p>	下線部を補足追加
I-C-2	成果目標の設定に当たり、基準値（現状値）はどのように設定すべきか。	<p>基準値は、原則として、令和3年度の値としてください。</p> <p>ただし、この値が把握できない場合や、肥料利用者における輪作等により毎年の販売量や施用面積等が大きく異なる場合にあっては、その理由を付した上で、別の年度の値を用いることができるものとします。</p>	
I-C-3	成果目標に下限値はあるか。	<p>成果目標に下限値はありませんが、審査基準において成果目標の増加量を他の申請者と比較し、相対的に評価することとしています。</p> <p>なお、審査基準に基づくポイントの合計値が一定の基準に満たない場合には、不採択とすることがありますので、予めご了承ください。</p>	
I-C-4	事業実施計画書の添付資料として、「成果目標の設定の根拠となる資料」を添付することとなっているが、具体的にどのような情報が必要か。	<p>「成果目標の設定の根拠となる資料」には、目標値の設定の考え方を明示してください。整理すべき情報は、例えば以下のとおりです。</p> <p>(1)国内資源由来肥料原料の販売又は提供数量(実施要領別紙 1-1 第 5 の 1 関係)</p> <p>① 整備しようとする施設等からの供給が可能な肥料原料の量。</p> <p>② 連携計画に掲げる肥料製造事業者からの注文見込量。</p> <p>③ 上記①、②及び成果目標の整合性。</p>	

番号	問	答	4/25 更新状況
		<p>(2)国内資源由来肥料の販売又は提供数量(実施要領別紙 1-1 第 5 の 1 関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 整備しようとする施設等から供給が可能な肥料の量。</li> <li>② 国内資源由来肥料の標準的な施肥量と、連携計画に掲げる肥料利用者が耕作する農地面積等を基に算出した注文見込量。</li> <li>③ 上記①、②及び成果目標の整合性。</li> </ul> <p>(3)国内資源由来肥料の取扱数量(実施要領別紙 1-1 第 5 の 2 関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 整備しようとする施設等で取り扱いが可能な肥料の量。</li> <li>② 国内資源由来肥料の標準的な施肥量と、連携計画に掲げる肥料利用者が耕作する農地面積等を基に算出した利用見込量。</li> <li>③ 上記①、②及び成果目標の整合性。</li> </ul> <p>(4)国内資源由来肥料の施用面積 (実施要領別紙 1-2 第 5 関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 連携計画に掲げる肥料利用者が耕作する農地面積。</li> <li>② 上記①の面積のうち成果目標とする国内資源由来肥料の施用面積が占める割合。</li> <li>③ 肥料散布機械を導入する場合は、同機械の作業能率や作業日数等を基に算出した散布可能な農地面積。</li> <li>④ 肥料の試作をする場合は、想定する標準的な施用量と、連携計画に掲げる肥料利用者が耕作する農地面積等を基に算出した利用見込量。</li> </ul>	
I-C-5	国内肥料資源活用施設総合整備支援 (ハード) の成果目標である国内資源由来肥料の	取組を通じて含水率が低下することで、製品重量が減少してしまう場合、現状値と目標値を製品ベースの重量で比較してしまうと、成果目標の増加量を適切に評価できないことから、下表のとおり、現状製品の含水率が目標製品の含	

番号	問	答	4/25 更新状況																		
	<p>販売又は提供数量や取扱数量は重量ベースで設定するが、取組を通じて含水率が低下することで、製品重量が減少してしまう場合、どのように成果目標を設定すればよいか。</p>	<p>水率と同じだった場合の製品重量を算出し、目標値との差を増加量とします。</p> <p>この場合、現状値と目標値を同じ条件で比較するための算出方法を「成果目標の設定の根拠となる資料」に明記してください。</p> <p>(記載例)</p> <table border="1" data-bbox="786 475 1906 746"> <thead> <tr> <th colspan="2">現状値 (A)</th> <th colspan="2">目標値 (B)</th> <th colspan="2">増加量 (B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(現状含水率 50%) 800</td> <td>トン</td> <td>(目標含水率 20%) 600</td> <td>トン</td> <td>(目標含水率ベース) +100</td> <td>トン</td> </tr> <tr> <td>(目標含水率の時) 500</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(現状製品が目標製品の含水率と同じだった場合の製品重量の算出方法)</p> <p>① 現状製品重量に占める乾物重量：<math>800 \text{ トン} \times (1-50/100) = 400 \text{ トン}</math></p> <p>② 目標製品の含水率：20%</p> <p>③ 現状製品が目標製品の含水率と同じだった場合の製品重量：  <math display="block">\text{①} \div (1-\text{②}) = 400 \div (1-20/100) = 500 \text{ トン}</math></p>	現状値 (A)		目標値 (B)		増加量 (B-A)		(現状含水率 50%) 800	トン	(目標含水率 20%) 600	トン	(目標含水率ベース) +100	トン	(目標含水率の時) 500						
現状値 (A)		目標値 (B)		増加量 (B-A)																	
(現状含水率 50%) 800	トン	(目標含水率 20%) 600	トン	(目標含水率ベース) +100	トン																
(目標含水率の時) 500																					

番号	問	答	4/25 更新状況
I-C-6	<p>国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）の成果目標である「国内資源由来肥料原料又は肥料を生産又は製造し、肥料製造事業者又は肥料利用者に対する販売又は提供数量の増加」について、生産量は増加したものの販売又は提供先が見つからず、在庫の増加となった場合は、目標未達成となるか。</p>	<p>生産量が増加しても、販売又は提供先が見つからなかった結果、在庫が増加して、成果目標に掲げた販売又は提供数量の増加量に満たなかった場合は、目標未達成となります。</p> <p>この場合、実施要領別紙1第15の1（5）のとおり、事業実施主体の責に帰さない社会情勢の変化等による場合を除き、改善計画を提出することとなります。</p> <p>このため、申請時に作成する連携計画において、肥料利用者を予め整理し、連携計画の内容に見合う現実的な成果目標を掲げてください。</p>	
I-C-7	<p>国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）の成果目標である「国内資源由来肥料の施用面積を増加」について、本事業に取り組んだ結果、栽培しようとする作物の生育に合わず、施用面積を増加できなかった場合は、目標未達成となるか。</p>	<p>実施要領別紙1-2第6の6のとおり、試作や栽培実証等の結果、作物の生育に支障をきたす等、本事業において対象とする国内資源由来肥料を導入することが困難であることが判明した場合、成果目標は未達成となりますが、評価報告書に代え、当該肥料の導入が困難な要因を分析した資料を作成し、提出すればよいこととしています。</p>	

番号	問	答	4/25 更新状況																		
I-C-8	国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）の成果目標である「国内資源由来肥料の施用面積を増加」について、複数の肥料を対象に取り組もうとする場合であって、肥料の種類によって目標となる施用面積が異なる場合、どのように成果目標を設定すればよいか。	<p>複数の肥料を対象に取り組もうとする場合であって、肥料の種類によって目標となる施用面積が異なる場合、施用面積の重複を除いて算出した面積を成果目標とし、下表のように記載してください。</p> <p>この場合、現状値も同様の方法で算出して記載するとともに、算出方法を「成果目標の設定の根拠となる資料」に明記してください。</p> <p>(記載例)</p> <table border="1" data-bbox="786 584 1906 778"> <thead> <tr> <th colspan="2">現状値 (A)</th> <th colspan="2">目標値 (B)</th> <th colspan="2">増加量 (B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><i>BB 肥料 X・堆肥 Y</i></td> <td>ha</td> <td><i>BB 肥料 X・堆肥 Y</i></td> <td>Ha</td> <td><i>BB 肥料 X・堆肥 Y</i></td> <td>ha</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td></td> <td>250</td> <td></td> <td>150</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(複数の肥料に取り組もうとする場合の成果目標の設定方法とイメージ)</p> <p>① BB 肥料 X の施用面積：200ha          ② 堆肥 Y の施用面積：100ha          ③ BB 肥料 X と堆肥 Y 重複面積：50ha          ④ 成果目標：①+②-③=200+100-50=250ha</p> 	現状値 (A)		目標値 (B)		増加量 (B-A)		<i>BB 肥料 X・堆肥 Y</i>	ha	<i>BB 肥料 X・堆肥 Y</i>	Ha	<i>BB 肥料 X・堆肥 Y</i>	ha	100		250		150		
現状値 (A)		目標値 (B)		増加量 (B-A)																	
<i>BB 肥料 X・堆肥 Y</i>	ha	<i>BB 肥料 X・堆肥 Y</i>	Ha	<i>BB 肥料 X・堆肥 Y</i>	ha																
100		250		150																	

番号	問	答	4/25 更新状況
<b>【 I-D. 施肥マニュアル】</b>			
I-D-1	<p>留意点として、「国内資源由来肥料の標準的な施用量等を記載した施肥マニュアルを作成し、当該肥料の利用拡大に向けて取り組むこととする。」とあるが、これは必須事項か。</p>	<p>事業を実施した成果として、全ての事業実施主体に対し、左記の取組を求めることとしております。</p> <p>なお、施肥マニュアルの作成状況は、成果目標の目標年度の翌年度7月末日までに提出する評価報告書において確認します。</p>	
I-D-2	<p>「国内資源由来肥料の標準的な施用量等を記載した施肥マニュアル」とは、具体的にどのようなものか。</p>	<p>各都道府県で定めている施肥基準等に当該肥料を位置づけることが望ましいですが、それ以外であっても、例えば、栽培暦、注文票、カタログに、新たに導入した肥料に関する「N:P:K=○:○:○」といった具体的な肥料成分や「散布量:○トン/10a」等を記載した資料を施肥マニュアルとすることもできます。</p> <p>(農業者がその資料を見て簡単に当該肥料を選択・注文できるような資料を想定しています。)</p> <p>作成した施肥マニュアルについては、関係者に配布するなど、利用拡大に向けた取組をお願いします。</p>	

番号	問	答	4/25 更新状況
<b>Ⅱ 事業内容について</b>			
<b>【Ⅱ-A. 共通事項】</b>			
Ⅱ-A-1	<p>本事業で支援対象となる「国内資源由来肥料」とは具体的に何を指すのか。また、既存の製品ではなく、新しく作られた製品でなければならないか。</p>	<p>本事業で支援対象とする国内資源由来肥料は、家畜排せつ物堆肥や下水汚泥資源、食品残さ、肉骨粉等の国内に存在する資源を原料とした肥料を指します。</p> <p>肥料全体に占める国内資源の割合については、特段定めていませんが、肥料の品質の確保等に関する法律（肥料法）に基づき、以下のいずれかに該当しなければ、本事業の対象となりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 肥料法第4条に基づき登録されたもの（ただし、同条第4項に定める場合を除く。）</li> <li>② 肥料法第16条の2に基づき届出がなされたもの（ただし、輸入業者の届出を除く。）</li> <li>③ 肥料法第22条に基づき特殊肥料として届出がなされたもの（ただし、輸入業者の届出を除く。）</li> <li>④ 上記①～③のいずれかの登録又は届出がなされることが見込まれるもの（国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）の取組において肥料の試作に取り組み、事業実施計画において、肥料の登録又は届出に向けた具体的かつ妥当な道筋が示されている取組に限る。）</li> </ol> <p>また、本事業で支援対象となる「国内資源由来肥料」は、既存の製品であっても、利用拡大に向けた取組については支援対象となります。</p>	

番号	問	答	4/25 更新状況
II-A-2	国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）と国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）とは、必ずセットで事業実施計画書に位置付ける必要があるか。	必ずしもセットで取り組む必要はなく、どちらか一方のみを事業実施計画書に位置付けることも可能ですが、ハード事業に取り組む場合は、販路を確保するためにもソフト事業の活用をご検討ください。	
II-A-3	家畜糞尿を利用した肥料利用の取組については、畜産環境対策総合支援事業と国内肥料資源活用施設総合整備支援等とで、どちらでも支援可能か。	どちらであっても、支援可能ですが、畜産事業者が中心となる取組については、まず、畜産環境対策総合支援事業の活用をご検討ください。なお、両者では、事業実施主体の考え方や補助金の交付ルート、支援対象等が異なりますのでご注意ください。	
II-A-4	補助金の上限額はあるのか。	国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）においては、1事業実施計画当たりの補助金の上限額を20億円と設定しています。なお、単位面積等当たりの補助金の上限額は設定していません。 また、国内肥料資源活用総合推進支援においては、補助金の上限額を設定していません。	
II-A-5	家庭菜園用や輸出用に、国内肥料資源を利用した肥料を製造する場合は支援対象となるのか。	本事業の趣旨を踏まえ、国内の農業者が使用することを前提としたものが対象となります。	

番号	問	答	4 / 25 更新状況
II-A-6	肥料中に含まれる国内資源の割合に下限値はあるか。	肥料中に含まれる国内資源の割合に下限値はありません。なお、事業実施計画において、国内資源由来肥料の名称、種類、肥料成分及び肥料の品質の確保等に関する法律に基づく登録・届出状況（見込みを含む。）を記載することとしています。	
II-A-7	補助対象となる肥料成分や肥料形状に制限はあるか。	制限はありません。 なお、輸入原料又は化石燃料を原料とした化学肥料の代替として利用することを想定している取組の場合（窒素、リン酸又は加里を保証又は表示するものに限る。）、審査基準において加算ポイントを付すこととしています。 また、広域流通に適した肥料の形態による取組となっている場合、審査基準において加算ポイントを付すこととしています。	
II-A-8	肥料原料供給事業者が本事業に取り組む場合、原料の全てが肥料化されるのではなく、一部は飼料等のその他の用途に仕向けられるような場合は補助対象となるか。	本事業は、海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源由来肥料への転換を進めることを目的としているため、この目的以外で利用される原料部分は補助対象外となります。	
II-A-9	肥料原料の運搬に必要な運搬車は補助対象となるか。	他用途でも使用可能な汎用性のある機械等は補助対象外です。 ただし、堆肥等に直接接触して運搬することにより、実質的に他の用途で使用することができない機械等であり、専ら国内資源の供給等に用いられるものについては、補助対象とします。 当該機械等を導入した際には、当該機械等にその用途（堆肥運搬専用等）を明記してください。	

番号	問	答	4/25 更新状況
<b>【Ⅱ-B. 国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）】</b>			
Ⅱ-B-1	老朽化した施設や設備を単に更新する場合も補助対象となるか。	<p>実施要領別紙1-1第6の5のとおり、既存施設や機械の代替として同種・同能力のものを再整備する取組は補助対象外としているため、老朽化した施設や設備の機能を原状回復するための補修のみは補助対象外となります。</p> <p>ただし、国内資源由来肥料の製造施設等の整備や補改修に伴い、既存施設や設備の撤去又は原状回復を行うことは、成果目標の達成のために必要な最小限な範囲に限り、補助対象となります。</p>	
Ⅱ-B-2	ビニールハウスのような堆肥発酵施設において、ビニールの張替えのような補修は補助対象となるか。	<p>ビニールハウスは、簡易なものについては補助対象外の施設となりますが、鋼材やコンクリート等を使って専門の業者が組み立てを行うようなものについては補助対象の施設となります。</p> <p>ただし、本事業は機能向上を伴う施設・設備の整備に伴って行う既存施設の補修は補助対象となるものの、単なる補修のみの取組は補助対象外となります。</p>	
Ⅱ-B-3	堆肥の自動袋詰め機やパレタイザーは、補助対象となるか。	<p>実施要領別紙1別表2の項目の欄に掲げる「2 国内資源由来肥料の製造施設等の整備」のうち、「②国内資源の肥料原料や製造した肥料の保管・管理に必要となる施設・設備」として補助対象となります。</p>	
Ⅱ-B-4	耕種農家が堆肥発酵施設を整備することは可能か。	<p>耕種農家であっても、実施要領別紙1の別表1の区分欄の農業者の組織する団体等としての取組に加えて、堆肥発酵施設を整備することは可能です。</p> <p>なお、この場合は連携計画において、肥料利用者としてだけでなく、肥料製造事業者としても位置付ける必要があります。</p>	

番号	問	答	4/25 更新状況
II-B-5	計画書に添付する収支計画は何年分提出する必要があるか。	特段の定めはございませんが、基本的には成果目標の目標年度までの収支計画の提出をお願いします。	
II-B-6	臭気・衛生対策のため、脱臭装置のみの整備は、補助対象となるか。	<p>本事業では、臭気・衛生対策のために脱臭装置のみを整備する場合も補助対象となります。</p> <p>ただし、当該装置の導入が国内資源の肥料利用の拡大にどのように寄与するのかが「事業の実施方針」等において明示され、また、国内資源由来肥料の利用拡大に向けた成果目標が適切に設定されるなど、成果目標の達成に必要な取組であることが分かるよう事業実施計画書の作成をお願いします。</p>	
II-B-7	バイオマス発電施設で生じる消化液を液肥として利用するために濃縮する設備は、補助対象となるか。	<p>本事業では、バイオマス発電に要する一連の施設（消化液の貯留槽を含む。）は、補助対象外となります。</p> <p>一方で、肥料利用者である耕種農家が使いやすい肥料を製造するための消化液の濃縮など、肥料として利用するために必要となる設備であれば、補助対象となります。ただし、当該設備の導入が国内資源の肥料利用の拡大にどのように寄与するのかが「事業の実施方針」等において明示され、また、国内資源由来肥料の利用拡大に向けた成果目標が適切に設定されるなど、成果目標の達成に必要な取組であることが分かるよう事業実施計画書の作成をお願いします。</p>	

番号	問	答	4/25 更新状況
<b>【Ⅱ-C. 国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）】</b>			
Ⅱ-C-1	肥料の試作に取り組む場合、開発後の登録又は届出に時間を要して、事業実施年度内に販売開始できなくてもよいか。	肥料の試作により開発した製品は、事業実施年度内に販売開始できなくても問題はありません。 成果目標として肥料の販売数量や施用面積等の増加を設定することから、目標年度である事業実施年度の翌々年度までには、肥料が販売され、成果目標を達成している必要がありますので、実現可能な目標設定をしてください。	
Ⅱ-C-2	賃金等において、肥料製造にかかる人件費を支援対象とできるか。	本事業では、肥料製造にかかる賃金等は補助対象になりません。 なお、国内資源由来肥料の試作にかかる賃金等は補助対象となります。	
Ⅱ-C-3	個人の農業者が本事業により、国内肥料資源を利用した肥料の散布機を導入することは可能か。	事業実施計画書に中心的な取組主体として位置付けられれば、肥料の散布機等を導入することが可能です。	
Ⅱ-C-4	肥料の散布機等を導入する場合、1事業実施主体当たりで複数の農業者が機械を導入することは可能か。	事業実施計画に位置付けられた中心的な取組主体であれば、複数の農業者が機械を導入する場合であっても、予算の範囲内で支援できます。 なお、事業実施計画を精査した結果、減額しての採択となることはありますので、過大な機械導入とにならないようご注意ください。	

番号	問	答	4/25 更新状況
II-C-5	<p>機械器具費において、本事業を実施するために直接必要な農業用機械等の導入が対象とあるが、ブロードキャスタ等の肥料散布機械をけん引するトラクタも補助対象となるか。</p>	<p>本事業は肥料散布機の導入を支援することとしていますので、肥料散布機械と一体的に導入するトラクタについては、散布に必要な機械器具費として補助対象となりますが、トラクタ単独の導入に対する補助はできません。</p> <p>また、補助対象経費となるのは、肥料散布機械と一体的に導入する場合のトラクタ本体のみであり、トラクタに付随するその他の備品・オプション機能に係る経費は補助対象とはなりません。</p>	
II-C-6	<p>機械器具費は、事業実施計画に位置付けられた中心的な取組主体が行う場合も補助対象となるとあるが、肥料散布機械が50万円未満の場合、中心的な取組主体が導入する肥料散布機械は補助対象となるか。</p>	<p>実施要領別紙1別表3の費目の欄に掲げる「機械器具費」のとおり、機械器具費は取得価格が50万円以上のものに限るため、1件当たりの取得価格が50万円未満の場合は補助対象とはなりません。</p> <p>ただし、肥料散布機及び肥料散布機と一体的に導入するトラクタを1件として取得し、かつ、その合計が50万円以上の場合は、中心的な取組主体が導入する機械器具費として補助対象となります。</p>	

番号	問	答	4/25 更新状況
II-C-7	<p>機械器具費において、トラックの荷台に肥料散布装置が架装された専用の運搬・散布車は導入可能か。</p>	<p>トラックと肥料散布装置を切り離すことができず、専ら国内資源の供給に利用する場合には、補助対象となります。</p> <p>一方で、トラックと肥料散布装置を容易に切り離すことができる場合は、トラックは本事業以外に使用可能な汎用性が高いものと見なせるため、補助対象外となります。</p> <p>ただし、トラックと肥料散布装置を容易に切り離すことができる場合であっても、QA IIの9のとおり、切り離されたトラックを堆肥等の運搬に供することにより、実質的に他の用途で使用することができない機械であり、専ら国内資源の供給等に用いられるものについては、当該トラックは補助対象となります。この場合、当該トラックにその用途（堆肥運搬専用等）を明記してください。</p>	
II-C-8	<p>機械器具費において、中古品を購入することは可能か。</p>	<p>中古品にあつては、法定耐用年数から経過期間を差し引いた残存期間が2年以上のものとしします。</p> <p>なお、中古機械であっても、機械器具費の対象は取得価格が50万円以上のものに限り、事業実施主体自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うこととしします。</p>	
II-C-9	<p>分析業務等、事業内容の一部を外部に委託する場合、制限はあるか。</p>	<p>事業内容の委託については、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとしています。なお、事業費に占める委託費の割合については、制限を設けていません。</p>	

番号	問	答	4/25 更新状況
II-C-10	<p>栽培実証の取組とは具体的にどのようなものを想定しているのか。</p>	<p>栽培実証は、これまで使ってきた肥料と新しい国内資源由来肥料の肥培効果や利便性等の違いを、実際に農家が栽培することによって確認してもらうことを想定しています。</p> <p>なお、栽培実証の結果は、農家に対するアンケート等で確認してください。</p>	
II-C-11	<p>資材購入費等の栽培実証にかかる経費において、以前から使用している国内資源由来肥料にかかる経費も補助対象となるか。</p>	<p>本事業は、海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源由来肥料への転換を進めることを目的としているため、以前から使用している国内資源由来肥料にかかる経費は補助対象とはなりません。</p> <p>ただし、以前から使用している国内資源由来肥料であっても、その使用割合を増やすことによって、海外からの輸入原料に依存した肥料からの更なる代替を図ろうとする場合は、以前から使用している量からの増加分を支援対象とすることは可能です。</p> <p>なお、この場合にあっても、成果目標として当該肥料の施用面積の増加を掲げる必要があるとともに、実施要領別紙1-2第6の7のとおり、当該肥料の標準的な施用量等を記載した施肥マニュアルを作成し、当該肥料の利用拡大に向けて取り組んでください。</p>	

番号	問	答	4/25 更新状況				
II-C-12	<p>新たに導入する国内資源由来肥料の栽培実証を行うため、実証ほ場で利用する化学肥料の購入費は補助対象となるか。</p>	<p>国内資源由来肥料の栽培実証を目的として、以下のいずれかであれば、栽培実証に必要な経費として、化学肥料の購入費も補助対象とすることは可能です。</p> <p>① 試験区に散布する国内資源由来肥料の肥料分量を越えない量の化学肥料</p> <p>② 試験区の農地面積を越えない面積の対照区に散布する化学肥料 ただし、対象区の栽培結果や分析結果等、実証を行ったことが分かる資料を実績報告書に添付ください。</p> <p><b>【イメージ】</b></p> <table border="1" data-bbox="815 798 1877 1015"> <tr> <th colspan="2" data-bbox="815 798 1877 852">実証ほ場（面積合計：2 ha）</th> </tr> <tr> <td data-bbox="815 852 1346 1015"> <p><b>【試験区】</b> ペレット堆肥：化成=100:0 面積：1 ha</p> </td> <td data-bbox="1346 852 1877 1015"> <p><b>【対照区（慣行区）】</b> ペレット堆肥：化成=0:100 面積：1 ha</p> </td> </tr> </table> <p>1. ①の場合の考え方</p> <p>(1) 実証ほ場に散布する堆肥中の肥料成分：N・P・K=各3%</p> <p>(2) 試験区のペレット堆肥散布量：250kg/10a</p> <p>(3) 試験区1haに散布するペレット堆肥中肥料分量：N・P・K=各75kg (= (1) × (2) × 10)</p> <p>(4) 実証ほ場に散布する化学肥料中の肥料成分：N・P・K=各15%</p> <p>(5) 補助対象となる化学肥料の製品量の上限：500kg/実証ほ場 (= (3) ÷ (4))</p> <p>2. ②の場合の考え方</p> <p>補助対象となる化学肥料の製品量の上限：1ha(試験区の農地面積)以内に散布する必要量</p>	実証ほ場（面積合計：2 ha）		<p><b>【試験区】</b> ペレット堆肥：化成=100:0 面積：1 ha</p>	<p><b>【対照区（慣行区）】</b> ペレット堆肥：化成=0:100 面積：1 ha</p>	
実証ほ場（面積合計：2 ha）							
<p><b>【試験区】</b> ペレット堆肥：化成=100:0 面積：1 ha</p>	<p><b>【対照区（慣行区）】</b> ペレット堆肥：化成=0:100 面積：1 ha</p>						

番号	問	答	4/25 更新状況
II-C-13	<p>機械器具費や借上費として、農業機械等をリース導入する場合は、どのように補助金額を算定すればよいか。</p>	<p>農業機械等のリース導入に当たっての補助金額は、次の式で算出してください。</p> <p>(算定式) 補助金額 = 「リース物件取得価格 (税抜き)」 × 1/2 以内</p> <p>ただし、(i) リース期間をリース物件の法定耐用年数※未満とするケースや、(ii) リース期間満了時に残存価格を設定するケースについては、次の式で算出する。</p> <p>(i の算定式) 補助金額 = 「リース物件取得価格 (税抜き)」 × (「リース期間」 / 「法定耐用年数※」) × 1/2 以内</p> <p>(ii の算定式) 補助金額 = (「リース物件取得価格 (税抜き)」 - 「残存価格」) × 1/2 以内</p> <p>なお、(i) かつ (ii) のケースにあつては、上の式により算出した値のいずれか小さい方としてください。</p> <p>また、リース導入に当たっては、次の点に留意してください。</p> <p>① リース物件は新品か、同リース物件の法定耐用年数の残存期間 (法定耐用年数 - 経過期間) が 2 年以上のものであること。</p> <p>② リース元がリース物件を購入した際に、国の補助金を受けていないこと。</p> <p>③ リース期間は、本事業の事業実施期間以上で、リース物件の法定耐用年数※以内とすること。</p> <p>④ 機械器具費としてリースする場合にあつては、リース物件取得価格が 50 万円以上であること。</p> <p>(※) 中古品にあつては、法定耐用年数の残存期間 (法定耐用年数 - 経過期間) とする。</p>	

番号	問	答	4/25 更新状況
II-C-14	<p>栽培実証に取り組みたいが、交付決定日以前から資材の調達をしなければ取組に間に合わない場合、補助対象となるか。</p>	<p>実施要領別紙1-2第6の4のとおり、資材購入費と資材運搬費に限って、交付決定日以前であっても、本事業の予算成立日（令和4年度補正予算は2022年12月2日に成立）以降に購入した資材であれば、補助対象とすることができます。</p> <p>なお、この場合の購入行為は、対象とする資材を発注した日付となります（例えば、令和5年4月に交付決定を受けた計画であっても、令和4年12月2日以降に発注をしたことが確認できる国内資源由来肥料は補助対象となる。）。</p> <p>ただし、本事業の補助対象経費は、他の事業等の会計と明確に区分し、金額が確認できる証拠書類を整理することが必要であるため、本事業を実施するうえで必要と認められない経費や、本事業の実施に要したものとして証明できない経費は補助対象外となります。</p>	

番号	問	答	4/25 更新状況
II-C-15	<p>農協が事業実施主体となり、組合員である農業者を中心的な取組主体に位置づけた場合、農業者が当該農協から農業機械や肥料を購入する経費は補助対象となるか。</p>	<p>本事業では、事業実施計画に中心的な取組主体を位置づけた場合、同取組主体の取組に係る資材購入費、資材運搬費、機械器具費についても補助対象としています。</p> <p>肥料の購入に当たって、農業者の購入価格には、事業実施主体である農協の製造又は仕入れ価格に加えて販売に係る労務等に応じた費用が含まれることとなりますが、農業者が農協から肥料を購入する行為は、自社製品の調達を行う行為には当たらないため、本事業では中心的な取組主体が負担する経費（事業実施主体による販売価格）を補助対象とできます。</p> <p>ただし、対象資材の試作費や、事業実施主体である農協の販売に係る労務等に対する補助金を受給しながら、農業者の購入価格に対する補助金を受給することは、補助金の重複受給に当たることから、重複が生じないように注意してください。また、農業者の購入価格に対して補助する場合にあっては、事業実施主体である農協の利益を著しく積み増しすることは不適當であるため、適正な価格で販売してください。</p> <p>なお、機械器具費として農業機械の導入、リース導入を行う場合に当たっては、複数の業者からの見積もり提出が必要となります。一般競争入札又は見積もり合わせの際、事業実施主体である農協及び関連会社以外の者を含む2者以上が参加した結果、当該農協が落札した場合にあっては、実施要領別紙1-2第6の5の利益排除の必要はございません。</p>	

番号	問	答	4/25 更新状況
II-C-16	取組拡大のための情報発信の取組とは具体的にどのようなものを想定しているのか。	<p>取組拡大のための情報発信の取組とは、</p> <p>① 栽培実証による国内資源由来肥料の肥培効果や利便性、成分分析による安全性等を肥料利用者である耕種農家へ情報発信すること</p> <p>② 肥料製造事業者が使いやすい肥料原料の性状や加工方法等を肥料原料供給者へ情報発信すること</p> <p>③ 国内資源由来肥料を使用した生産物の安全性や資源循環による環境負荷低減効果を消費者に情報発信すること</p> <p>を想定しています。</p>	
<b>III 申請手続について</b>			
<b>【III-A. 事業実施主体の申請手続】</b>			
III-A-1	事業の申請先はどこか。	<p>本事業については、連携計画の取組範囲が複数の都道府県にまたがる場合は農林水産省が行う公募において事業実施主体を募集しています。</p> <p>連携計画の取組範囲が1つの都道府県となる場合は、公募とは別に、都道府県協議会に対し事業実施計画書の取りまとめを依頼しておりますので、この場合にあっては都道府県協議会にお問い合わせください。（取組が複数の都道府県にまたがる場合であっても、都道府県協議会の要望取りまとめによる申請を行っていただくことは差し支えありません。）</p>	

番号	問	答	4/25 更新状況
Ⅲ-A-2	事業実施主体の本拠地と本事業の実施場所が異なる都道府県にある場合は、どちらの都道府県協議会に申請すればよいか。	<p>事業実施主体の本拠地と本事業の実施場所が異なる都道府県にある場合は、事業実施主体による補助事業の実施場所がある都道府県協議会に申請をしてください。</p> <p>ただし、事業実施主体による補助事業の実施場所が複数の都道府県にまたがる場合は、代表的な実施場所となる都道府県協議会又は本拠地の所在する都道府県協議会に申請してください。</p> <p>なお、事業実施主体による補助事業の実施場所がある都道府県と連携計画に掲げる連携先の都道府県が異なる場合は、農林水産省が行う公募により申請することも可能です。補助事業の実施場所が都道府県と連携計画に掲げる連携先の都道府県を所管する地方農政局等が異なる場合は、代表的な実施場所となる都道府県を所管する地方農政局等又は本拠地の所在する都道府県を所管する地方農政局等に申請してください。</p>	
Ⅲ-A-3	事業実施計画書の提出期限までに都道府県協議会の承認手続きが終了していない場合は、申請できないか。	第1回募集において、都道府県協議会の承認手続きが終了していない場合は、都道府県協議会の必須構成員である都道府県から事業実施計画書を提出してください。この場合、承認手続き完了後、速やかに都道府県協議会から改めて事業実施計画書の提出をお願いします。	
Ⅲ-A-4	公募手続に従い農政局等へ提出する場合と、都道府県協議会に提出する場合とで採択基準は異なるのか。	都道府県協議会に提出された事業実施計画書に対しても、公募要領に定める審査基準に従い同じタイミングで審査を行います。提出ルートの違いにより採択基準が異なることはありません。	

番号	問	答	4/25 更新状況
Ⅲ-A-5	第1次募集においては、令和5年3月31日が事業の完了期限とされているが、令和5年度に実施しようとする取組は申請できないのか。	第1次募集は、令和4年度内に事業完了する取組を対象としています。令和5年度に実施しようとする取組については、第2次以降の募集での申請をご検討ください。	
Ⅲ-A-6	国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）と国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）を同時に申請することは可能か。	<p>国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）と国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）を同時に申請することは可能です。</p> <p>例えば、①肥料製造事業者が国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）により肥料の製造施設の整備をするのと並行して、国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）により肥料原料の運搬に必要な機械や分析に必要な機械の導入、肥料の利用拡大に必要な栽培実証に取り組んだり、②肥料利用者が国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）により肥料の流通保管施設の整備をするのと並行して、国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）により肥料の散布に必要な機械の導入や栽培実証に取り組んだりする場合等が想定されます。</p> <p>なお、国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）と国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）を同時に申請する場合にあっても、事業実施計画は実施要領別紙1別記様式第5-1号でまとめて申請可能です。</p>	
Ⅲ-A-7	機械を導入しようとする場合、事業実施計画書における事業実施経費を積算する際に、相見積もりしなければならないか。	事業実施計画書の作成に当たり、事業実施経費を積算する際に、機械器具費を計上する場合は、複数の業者から見積もりを提出させ、事業実施計画書に添付してください。	

番号	問	答	4/25 更新状況
<b>【Ⅲ-B. 都道府県協議会】</b>			
Ⅲ-B-1	都道府県協議会に求められる役割は何か。	都道府県協議会には、県内における国内資源活用の推進・調整、事業実施計画書の内容確認、事業実施主体への補助金の交付・進捗状況把握、施設整備完了後の検査等をお願いすることとしております。	
Ⅲ-B-2	既存の協議会を本事業でも活用し、規約等の変更も必要がない場合、承認手続は必要か。	規約等の変更が一切ない場合であっても、本事業の要領に基づき、承認手続をお願いします。	
<b>Ⅳ 採択について</b>			
Ⅳ-1	国内肥料資源活用施設総合整備支援（ハード）と国内肥料資源活用総合推進支援（ソフト）とでセットで事業実施計画書に位置付けた方が採択されやすくなるか。	ハードとソフトとでセットで取り組んだ方が採択されやすいということはありません。 公募要領で定める審査基準に基づき各事業実施計画をポイント付けし、ポイントの高い順に採択することになります。（セットで取り組んだ方が、ポイントが高く付くという審査基準になっていません。）	
Ⅳ-2	複数の目標を設定した方が、採択されやすくなるか。	複数の成果目標を設定している場合は、最も評価点の高い項目のみを採用することとしていますので、複数の目標を設定した方が採用されやすいということはありません。	

番号	問	答	4/25 更新状況
IV-3	<p>審査基準における加算項目として、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に規定する環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画による加算を受けるには、本事業に取り組む全ての農業従事者が同計画の認定を受けていなければならないか。</p>	<p>事業実施主体である「農業者の組織する団体等」に参加する農業従事者のうち、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている者又は令和5年までに認定を受ける見込みがある者が1名でもいれば、加算を受けることができます。</p>	
IV-4	<p>審査基準における加算項目として、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に規定する基本計画で定められた特定地域による加算を受けるには、栽培実証等に取り組む農地が全て同特定地域に含まれてなければならないか。</p>	<p>栽培実証等に取り組む農地の一部が、基本計画で定められた特定地域又は令和5年までに特定地域の設定が見込まれる地域に含まれていれば、加算を受けることができます。</p>	

番号	問	答	4/25 更新状況
IV-5	既に事業実施計画が採択されている事業実施主体が、従前の計画とは異なる新たな事業実施計画を申請することは可能か。	<p>次のいずれかに該当する場合には、既に採択されている事業実施計画があっても、同一の事業実施主体が新たに事業実施計画を申請することは可能です。</p> <p>但し、いずれの場合においても、取組内容及び成果目標の内訳が重複することは不可とし、申請時には重複が無いことを示す資料を提出することとします。</p> <p>① 肥料原料供給事業者（事業実施主体）が、新たな肥料製造事業者又は肥料利用者と連携するために必要な取組。</p> <p>② 肥料製造事業者（事業実施主体）が、新たな肥料原料供給事業者又は肥料利用者と連携するために必要な取組。</p> <p>③ 肥料利用者（事業実施主体）が、新たな肥料原料供給事業者又は肥料製造事業者と連携するために必要な取組。</p>	追加
IV-6	既に採択されている事業実施主体が、事業実施計画を増額変更することは可能か。	<p>次のいずれかに該当する場合には、既に採択されている事業実施計画を増額変更することは可能です。</p> <p>但し、いずれの場合においても、取組内容及び成果目標の内訳が重複することは不可とし、変更手続き時には重複が無いことを示す資料を提出することとします。</p> <p>なお、国庫補助金の増加を伴う計画変更の内容の適否は、募集時の審査基準に準じて判断しますので、増額変更の申請を行っても、その増額分に伴う目標等の変更計画内容や予算残額等によって、承認できない場合もありますのでご留意願います。</p> <p>また、増額変更の申請よりも、新たに採択される計画の採択を優先することとします。</p>	追加

番号	問	答	4/25 更新状況
		<p>① 設定済みの成果目標をさらに増加するために必要な取組  (例：ソフトで施用面積を 50ha 増加させる成果目標を設定した計画が採択されているが、更に 50ha (採択済と合わせると合計 100ha) 増加させる成果目標を達成しようとする場合)</p> <p>② 未設定の成果目標を新たに追加するために必要な取組  (例：ハードの計画が採択されているが、更なる国内肥料資源の利用拡大に向けて、ソフトの計画を追加する場合)</p>	
<b>V その他</b>			
V-1	第2次以降の募集スケジュールについて教えてほしい。	第2次募集については、令和5年2月～3月を予定しています。第3次以降の募集については、第2次募集までの執行状況を踏まえ、実施の有無を検討していくこととしています。	

番号	問	答	4/25 更新状況
V-2	<p>「肥料価格高騰対策」との違いは何か。また、併用は可能か。</p>	<p>肥料価格高騰対策は、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が高騰していることから、肥料コスト上昇分の一部を支援する事業です。具体的には、化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して、肥料コスト上昇分の7割を支援しています。</p> <p>一方、国内肥料資源利用拡大対策は、海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源由来肥料への転換を進める取組を支援する事業です。具体的には、成果目標として、国内資源由来肥料の施用面積の増加を掲げて頂き、堆肥や下水汚泥資源等の国内資源を活用した肥料の栽培実証や散布に必要な機械導入等を支援しています。</p> <p>両事業は支援対象とする取組内容が明確に区別されていれば、事業実施主体が同一であっても併用することが可能ですが、明確に区別することが困難な取組（肥料の資材費）は併用できません。</p> <p>例えば、既に肥料価格高騰対策において肥料の購入費を算定対象としている場合は、国内肥料資源利用拡大対策により当該購入費を支援することはできません。</p>	
V-3	<p>「グリーンな栽培体系への転換サポート（みどりの食料システム戦略推進総合対策）」との違いは何か。また、併用は可能か。</p>	<p>グリーンな栽培体系への転換サポートは、それぞれの産地に適した環境にやさしい栽培技術と省力化に資する先端技術等を検証し、定着を図る取組を支援する事業です。具体的には、成果目標として、栽培マニュアルの作成と産地戦略の策定を掲げて頂き、化学肥料の使用量低減やバイオ炭の利用、生分解マルチへの転換等の取組を支援しています。</p>	

番号	問	答	4/25 更新状況
		<p>当該事業は支援対象とする取組内容が明確に区別されていれば、事業実施主体が同一であっても、併用することが可能です。</p> <p>例えば、新たな栽培体系の検証の取組として、グリーンな栽培体系への転換サポートによりもみ殻炭のようなバイオ炭を購入する一方で、国内資源由来肥料への転換に向けた栽培実証の取組として、国内肥料資源利用拡大対策により堆肥を購入するような場合には、それぞれの事業によって資材購入を支援することは可能です。</p> <p>ただし、両事業を併用する場合であっても、両事業の成果目標はそれぞれ達成する必要がありますので、ご注意ください。</p>	
V-4	<p>「全国的な土づくりの展開（産地生産基盤パワーアップ事業）」との違いは何か。また、併用は可能か。</p>	<p>全国的な土づくりの展開は、生産基盤の強化を図るため、土づくりによる地力向上の取組を支援する事業です。具体的には、成果目標として、土壌分析項目の向上を掲げて頂き、堆肥や土壌改良資材、緑肥を使った栽培実証の取組を支援しています。</p> <p>当該事業は支援対象とする取組内容が明確に区別されていれば、事業実施主体が同一であっても、併用することが可能です。</p> <p>例えば、地力向上に向けた栽培実証のため、全国的な土づくりの展開により緑肥を購入する一方で、国内資源由来肥料への転換に向けた栽培実証のため、国内肥料資源利用拡大対策により堆肥を購入するような場合には、それぞれの事業によって資材購入を支援することは可能です。</p> <p>ただし、両事業を併用する場合であっても、両事業の成果目標はそれぞれ達成する必要がありますので、ご注意ください。</p> <p>なお、両事業の目的には適っていても、両事業で堆肥を購入しようとするよ</p>	

番号	問	答	4/25 更新状況
		うな場合では、明確な区別が困難なことから、併用はできません。堆肥の活用を拡大させようとする場合は、まず国内肥料資源利用拡大対策をご検討ください。	
V-5	「環境保全型農業直接支払交付金」との違いは何か。また、併用は可能か。	<p>環境保全型農業直接支払交付金は、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動を取り組む場合に、そのかかり増し経費を支援する事業です。具体的には、有機農業や堆肥の施用、カバークロップ等の取組を支援しています。</p> <p>また、両事業は支援対象とする取組内容が明確に区別されていれば、事業実施主体が同一であっても、併用することが可能です。</p> <p>例えば、環境保全型農業直接支払交付金によりカバークロップに取り組む一方で、国内資源由来肥料への転換に向けた栽培実証のため、国内肥料資源利用拡大対策により堆肥を購入するような場合では、資材購入を支援することは可能です。</p> <p>なお、両事業の目的には適っていても、両事業で堆肥を購入しようとするような場合では、明確な区別が困難なことから、併用はできません。堆肥の活用を拡大させようとする場合は、まず国内肥料資源利用拡大対策をご検討ください。</p>	